

みかぼみらい館のご利用にあたって

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした会館管理運営ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、群馬県が作成した「社会経済活動再開に向けたガイドライン」と公益財団法人全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に準拠し、みかぼみらい館（以下「会館」）と会館を借りる者（以下「利用者」）が連携した新型コロナウイルス対策を実施し、安全かつ安心して利用できることを目的に作成する。

2 会館が講ずる対策

会館は、感染拡大を防止するため、以下の取り組みを実施する。

◆警戒度共通事項

マスク着用／手指の消毒／非接触型体温計等による体温管理

施設利用に伴う確認書の提出／参加者（来場者）リストの徴収

◆警戒度解除まで実施

入口は職員通用口のみとし、正面玄関を出口とする。

職員通用口にサーモグラフィーを設置し、かつ主催者において各会場での検温を実施する。

入場者はマスク着用を徹底する。

正面玄関や受付、トイレ等に消毒液を設置し、手指消毒を徹底する。

換気のため、施設内の出入口及び扉を定期的に開放する。

飛沫対策のため、総合案内所に感染予防の亚克力板を設置する。

総合案内所の利用者は5人までに制限する。

総合案内所や館内の定期消毒を徹底する。

飲食はレストランおよび楽屋のみ可能とする。

3 利用者に依頼する対策

（１）施設利用者（主催者）

施設利用者は、会館と協力し新型コロナウイルスの感染拡大防止の責任を負う。警戒解除までの間、貸館予約にあたっては、別途会館が提示する貸出許可条件を遵守出来る場合のみ貸出申請を行い、通常の手続きに併せて「施設利用に伴う確認書」（別紙１）を提出するものとする。また施設利用者（主催者）は公演終了後に感染が判明した場合に備え、参加者（来場者）から「参加者（来場者）リスト」（別紙２）を徴収し、公演終了後会館に提出するものとする。

（２）プラネタリウム観覧者（団体利用）

団体利用者は、会館と協力し新型コロナウイルスの感染拡大防止の責任を負う。警戒解除までの間、別途会館が提示する貸出許可条件を遵守し、通常の手続きに併せて「施設利用に伴う確認書」（別紙１）を提出するものとする。また団体利用代表者は投影終了後に感染が判明した場合に備え、参加者から「参加者（来場者）リスト」（別紙２）を徴収し、投影終了後会館に提出するものとする。

貸出許可条件 （状況により変更する場合があります）

1. 開催する利用者（又は主催者）は、国や県のガイドラインに応じた制限以内であること。
2. 主催者にて参加者全員より「参加者（来場者）リスト」の徴収をすること。
3. 感染の発生が判明した場合、すべての参加者（入場者）と連絡がとれること。
4. 収集した個人情報は貸出許可条件を越えて使用しないこと。
5. 事前に参加者（来場者）へ健康状態を確認する旨を周知し、催し物を開催する当日、利用する会場入り口にて検温等を行うこと。
6. 体調不調（発熱、咳、倦怠感、味覚・嗅覚障害等）の者は参加（入場）させないこと。
7. 感染防止対策を実施し、3密（密閉・密集・密接）を回避すること。
8. 施設利用後に机や椅子、手すりなど消毒液を用いて除菌作業を行うこと。
9. 感染が発生した場合、関係機関による感染経路の情報提供に協力すること。
10. 会館及び藤岡市、県等からの要請等を遵守すること。
11. 上記の貸出許可条件について参加者（来場者）に周知し、協力を得ること。
12. 「入場制限の変更について」記載事項に従うこと。
13. ガイドラインが変更となった場合は、その都度条件に従うこと。

（3）総合案内所利用者（貸館予約者、チケット購入者等）

貸館予約、チケット購入、その他利用に関する相談等のために会館（事務所含む）に入室する者は、マスク着用の上、手指の消毒を行うとともに「参加者（来場者）リスト」（別紙2）を会館に提出し、検温を行うものとする。

（4）その他

このガイドラインは国や県、全国公立文化施設協会の指針により随時変更するものとする。